

## 富山県若手・女性商業者グループ元気プラン支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県若手・女性商業者グループ元気プラン支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事業をいう。

2 この要綱において、「商店街団体等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業協同組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合
- (2) 商店街振興組合 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合
- (3) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会
- (5) NPO法人 特定非営利活動法人（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (6) 任意団体 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める団体等

3 この要綱において、「若手・女性商業者グループ等」とは商店街団体等に属する者を含む団体で別に定めるものをいう。

4 この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を実施する若手・女性商業者グループ等をいう。

### (補助金の交付)

第3条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この補助金の対象とならないものとする。

- (1) 国若しくは県の他の補助金を現に受けて実施し、又は受けて実施する予定である場合
- (2) 市町村が補助事業者に対し、補助金の交付を行わない場合

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費については、若手・女性商業者グループが主導的に企画、実施する先進的、実験的な商店街活性化事業に要する経費とし、下記に掲げるものとする。

- (1) ソフト事業：謝金、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費、外注費、雑役務費、その他事業実施上特に必要と認められる経費

- (2) ハード事業：施設整備費、空き店舗改造費、雑役務費、その他事業実施上特に必要と認められる経費

(補助額等)

第5条 補助額は定額とし、市町村補助額と補助対象経費から市町村補助額を控除した額とを比較して、そのいずれか少ない額とする。ただし、補助限度額は75万円とする。

- 2 補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

- 2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助事業者概要書(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)
- (4) 申請に係る商店街と事業実施場所を示す地図
- (5) 商店街等、事業実施場所等の現状の写真
- (6) 見積書の写し又は積算の根拠となる資料
- (7) その他参考となる資料

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合には、補助事業者は、あらかじめ、変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、補助事業者は、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業者を変更すること。
- (2) 事業内容を変更すること。
- (3) 事業費の20%以上の変更をすること。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業の遂行状況について、補助事業状況報告書(様式第7号)を、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該交付決定に係る事業終了後、速やかに実績報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 事業実施を証する写真
- (4) 支出の内容や根拠を示す資料
- (5) その他参考となる資料

(概算払)

第12条 知事は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後、当該補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費に係る補助金については、概算払をすることができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りではない。

2 知事は、補助事業者から前項の報告があった場合は、補助事業に係る消費税及び地方消費税に

係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。